

平成28年度 十和田市指定管理者総合評価シート(市⇒指定管理者)

施設名	十和田市営共同牧野	
指定管理者名	田代牧野畜産農業協同組合	
指定期間	5年間	平成27年 4月 1日 ~平成32年 3月31日
施設概要	市営放牧場は、肉用牛の夏山冬里管理方式の放牧場として、豊富な草資源を活用した良質な粗飼料生産供給地として、畜産農家へ施設を提供することにより、生産コストの低減や経営安定化を促す等、畜産業の活性化への支援を行い、本市の畜産振興を目的として設置したものである。	
指定管理者の業務	<ul style="list-style-type: none"> ・市営放牧場の使用許可に関する業務 ・維持管理に関する業務 ・共同牧野業務 	
指定管理に要する総事業費	45,584	千円
指定管理に要する総人件費	19,442	千円
指定管理施設で就業する全職員数	常勤職員(臨時職員) 5人、非常勤職員(パート、日々雇用) 5人	

施設所管課	農林畜産課
-------	-------

評価項目	評価の視点	評価	評価の理由	
管理運営状況	開館時間、休館日の状況	施設によるサービスが協定等に基づき適切に提供されている。	B	協定等に基づき、サービスが適正に提供されている。
		協定等で定めた利用時間が遵守されている。	B	協定等に定められた内容が順守されている。
		協定等で定めた利用日が遵守されている。	B	協定等に定められた内容が順守されている。
		協定等で定めた利用期間が遵守されている。	B	協定等に定められた内容が順守されている。
	使用許可及び減免の状況	手続が円滑に行われている。(手続に要する書類が整備されているか)	B	手続きは円滑に行われ、書類も整備されている。
		処理が適正に行われている。(事務処理に時間を要していないか)	B	事務処理に時間をかけることなく適正に行われている。
		適正な判断基準により減免されている。(減免すべきものを徴収、又は減免すべきでないものを減免していないか)	-	放牧料・乾草代・人工授精料等の徴収は市の業務で行っているため、減免する業務等は特にない。
	適正な人員配置	施設サービスの提供のため、必要な人員数が確保されている。	B	サービス提供に必要な人員が確保されている。
		法令等に定められている人員配置基準を満たしている。	B	業務基準書等に定められた人員以上の配置となっている。
		人員配置が過剰、過少ではない。(直営時又は類似施設と比較)	B	適正な人員配置となっている。
		必要な資格、経験を有する人員が適切に配置されている。	B	家畜人工授精師、大型特殊車両等の免許を有する者が適切に配置されている。
		技能、技術等を維持向上するための研修等を定期的かつ適切に実施している。	B	定期的ではないが実施し、県や市が実施する研修にも参加している。
	法令の遵守	関係法令を遵守していると認められる。	B	遵守していると認められる。

評価項目		評価の視点	評価	評価の理由
(管理運営状況)	維持管理業務(清掃、警備など)	利用者が快適に利用できるよう、また、施設の安全な管理設備機器等について協定等に基づき、定期的に安全確認を行っている。	B	定期的な安全確認を行っている。
		清掃について、清潔を保つために必要な回数が適切に実施されている。	B	定期的な清掃、草刈り等が行われている。
		利用者の安全を保つために必要な措置(立入禁止区域の指定及び危険箇所の注意喚起等)が適切に実施されている。	B	注意看板等により適切に実施されている。
		協定に基づき、指定管理者が行うものとされる修繕について、適切に実施されている。	B	適切に実施されている。
		修繕内容について、市に報告が行われている。	B	適切に報告されている。
		法定点検が確実に実施されている。	B	車両等の法定点検は行われている。作業用機械等は作業開始前に点検整備等を行っている。
	文書の管理保存	施設の管理記録が整備されている。	B	施設の管理記録が整備されている。
		管理記録(施設の利用状況及び定期点検の実施状況等の記録)について定期的に市に報告が行われている。	B	定期的に報告が行われている。
		管理記録、管理に係る書類等の保存が、適切に行われている。	B	必要書類等の保存は適切に行われている。
	報告書等の提出	事業計画、月例報告、事業報告その他報告等の提出や内容が適切である。	B	業務日誌等定期的報告が適切に行われている。
	管理終了後における引継ぎ	業務の引継ぎや設備等の原状回復を適切に行った。	B	事務の引継ぎや連絡等は適切に行われている。
	備品の管理	備品台帳を基に適切な管理が行われている。	B	備品台帳等により適切な管理が行われている。
		利用者への設備・備品の貸出について、問題が生じていない。	—	利用者が利用する備品はない。
		提供・貸出について、利用者からの苦情が少ない。	B	利用者からの苦情はほとんどない。
	運営状況	施設利用状況	近年又は市の直営時と比較して、利用実績が妥当である。	B
サービスの向上に向けた取組		市民のニーズを踏まえて、施設サービス・事業等の見直しを市とともに的確に行っている。	B	平等なサービスの提供を踏まえ、必要に応じ見直しを行っている。
		費用対効果の観点から、施設サービス・事業等の実施方法等を見直し、より効率的・効果的な実施に努めている。	B	薬剤等の共同購入、価格協議により効率的・効果的な実施に努めている。
		職員の接遇(言葉遣い、態度、服装等)が適切である。	B	概ね適切に接遇している。
		接遇について、研修等を定期的かつ適切に実施している。	—	接遇等の研修は実施していない。
直営時と比較して、苦情が少ない。		B	苦情がほとんどない。	
(運営状況)	自主事業	自主事業が積極的に開催され、施設の利用促進に大きな効果があった。	—	自主事業の実施なし。
		自主事業が、施設の目的に沿って、市民等へのサービスの向上に貢献している。	—	自主事業の実施なし。

評価項目		評価の視点	評価	評価の理由
指定管理料	指定管理料の執行状況	市と協定した予算の範囲内で、適正かつ効率的に予算を執行している。	B	予算の範囲内において適正に執行されている。
	利用料金(使用料)の取扱い	利用料金制の適正な運用が行われている。(料金設定について協議を経ている。)	—	放牧料・人工授精料・乾草代の料金等は条例に基づき市が徴収しているため該当しない。
		利用料金収入のコストカバー率(利用料金収入/支出)について、直営時又は前年度実績と比較して、大きな変化がなく安定している。	—	放牧料・人工授精料・乾草代の料金等は条例に基づき市が徴収しているため該当しない。
		徴収した使用料が適正に管理され、市に納められている。 ※使用料の徴収委託している施設に限る。	—	放牧料・人工授精料・乾草代の料金等は条例に基づき市が徴収しているため該当しない。
	経費節減状況	費用対効果の観点から、経費を縮減する努力が行われている。	B	薬剤等の共同購入、価格協議により、経費の節減に努めている。
		清掃、警備、設備の保守点検などの業務について指定管理者から再委託が行われた場合、それらが適切な水準で行われ、経費が最小限となるよう工夫されている。	B	経費削減のため清掃等は独自で行い、必要な保守点検等は極力削減できるよう努力している。
		利用者一人当たりのコスト(支出/延べ利用者数)について、直営時又は前年度と比較して、大きな変化がなく安定している。または利用者が増え、コストが低く抑えられていて効率的な運営が行われている。	B	前年と比較しても大きいコストの変化は見られない。
		外部委託率(外部委託額/支出)について、直営時又は前年度実績と比較して、大きな変化がなく外部委託し過ぎでない。又は率が低く抑えられており、経費節減に取り組んでいる。	B	外部委託率は0%
	収入の増加	収入を増加するための具体的な取り組みがなされ、その効果があったか。	B	利用者の増加を図るため、放牧前の農家の巡回指導や、市の広報による募集を行った。
		自主事業を展開するなど、利用者数増等による収支改善の努力が行われている。	B	利用者の増加を図るため、放牧前の農家の巡回指導や、市の広報による募集を行った。
経理区分	法人等の会計と指定管理料の会計が適切に区分されている。(口座が指定管理用として設けられている。)	B	組合業務とは的確に区分され管理されている。	
危機管理対策	事故防止対策	利用者の安全確保対策を徹底している。	B	入退牧時に職員が立ち会い、安全確保に努めている。
		安全対策について、研修等を定期的かつ適切に実施している。	B	定期的ではないが実施し、県や市が実施する研修にも参加するよう努めている。
		事故等の緊急時に迅速に対応できるように、責任者の設置や職員間の役割分担等の内部組織体制が適切に整備されている。	B	事故等の緊急対応において、迅速に対応する連絡体制を整え、至急連絡するよう努めている。
		事故等の緊急時に迅速に連絡・報告し、指示を受けるための連絡網や市との連絡体制が適切に整備されている。	C	事故等の緊急対応において、市に報告するための連絡網や連絡体制マニュアルがない。
		事故等の緊急時の職員の対応マニュアルが整備され、かつ、訓練等が行われている。	C	正式なマニュアルはなく、緊急対応が迅速に対応できる体制は整備されていない。
		実際の緊急時には、適切に対応できていた。	C	子牛2頭の死亡事故発生、給水施設故障等への緊急対応ができなかった。

評価項目		評価の視点	評価	評価の理由
その他	保険の加入状況	賠償の規模が、市がこれまで直営で行ってきた賠償額と同等以上である。 (募集要項で要求していた基準を維持している。)	B	業務基準書等に基づき適正に加入をしている。
	守秘義務	管理の業務上知り得た秘密の漏えい防止のために必要な措置が講じられている。	B	業務上知り得た秘密の漏えい防止に努めている。
	個人情報保護	指定管理者が管理する個人情報について、漏えい、紛失等の事故防止対策が適切に講じられている。	B	個人情報の保護について徹底している。
		指定管理者が管理する個人情報について、目的外利用が行われていない。	B	個人情報の目的外利用等について十分留意している。
	情報公開	管理を行う施設に関する情報の開示及び情報提供のために必要な措置が講じられている。	B	市担当課と連携し市の広報誌により放牧利用の募集や、牧草の申込みを受けている。
	連絡調整等	関係団体、地域との連絡調整等が、必要に応じ、適切に実施されている。	B	市はもちろんのこと獣医師や農家・関係機関等と必要に応じた連絡調整を実施している。

【 指定管理者から市に対する要望・提言等 】 ※指定管理者から提出された自己評価シートに記載された事項をそのまま転記する。

車両、作業機械をはじめ、老朽化が進んできている部分が見受けられる。維持管理、更新、廃止については、双方の更に深い意見交換(議論の場)が必要ではないかと考える。

【 講 評 】 ※評価の結果について、総合的な評価内容を文章により記入する(指定管理者からの要望・提言等も含め)。

十和田市営共同牧野の指定管理業務について、業務管理基準書及び協定に基づいて業務がほぼ適正に実施されているので、当該指定管理業務については、適切に遂行されていると考える。
ただし、牛の死亡事故等をはじめ作業員の事故防止対策と安全マニュアル等整備を徹底してほしい。